

しおかぜ



No.339 2020 7月号

第8回 通常総会	2~5
第111回 税金よもやま話	
【新型コロナウイルス感染症拡大状況下における 国税の取り扱い】	6~7
第36回「知って得する？」社労士の独り言	
【6月から職場のハラスメント防止対策が強化 されました～パワーハラスメント防止措置が 義務化 中小事業主は令和4年4月から～】	8
医療百話【肝臓の話：解剖、働き、肝硬変】	9
地域の会員企業紹介	10
おじゃました♪会員訪問	
Vol.032 株式会社 湘南社さん	11

第8回 通常総会を開催



川上会長



加茂監事



川又総務委員長



小武事務局長

公益社団法人藤沢法人会の第8回通常総会が、6月8日(月)湘南クリスタルホテルにおいて、会員50名出席のもと開催されました。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止の備えとして、予備のマスクやアルコール消毒液を準備し、場内では座席間隔をとり、ソーシャルディスタンスを確保しました。

また、総会記念講演会や会員増強優秀支部表彰・個人表彰、会員懇談会も新型コロナウイルスへの感染リスクが高いため中止とさせていただきます。

総会は、川又辰治総務委員長の司会で進行、司会より定足数を確認し、総会の成立を宣言しました。

議案審議は、川上会長を議長に、第一号議案・令和元年度財務諸表報告及びに監査報告に関する承認の件が上程され、小武二郎事務局長よりそれぞれ報告後、加茂正司監事より監査報告が行われ承認されました(正味財産増減計算書は4頁に掲載)。

次に報告事項として、令和元年度事業経過報告、令和2年度事業計画、令和2年度予算(正味財産増減予算書は5頁に掲載)を小武二郎事務局長がそれぞれ報告を行いました。

以上で、議案審議並びに報告を終えることができました。

労働保険のお知らせ

令和2年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の
確定・概算申告と保険料等の納付はお早めに。

申告・納付期間は **6月1日(月)～8月31日(月)**です。

※令和2年度は期限が延長となっています。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

労働保険は口座振替が便利です! [厚生労働省 労働保険 口座振替](#) [検索](#)

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

お問い合わせは

神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課
適用第1係・第2係・第3係……………

電話 **045-650-2803**

令和2年春の叙勲 令和2年4月29日発令（敬称略）

旭日双光章（中小企業振興功労）

川上 彰久（株さんこうどう）

令和元年度新入会員紹介の優秀表彰者名（順不同・敬称略）

支部表彰（年度間入会数から退会数を差し引いた数値が多い上位3支部を表彰）

- ① 藤沢西支部 ② 茅ヶ崎北西支部 ③ 藤沢北東支部

個人表彰 ☆年度間紹介社数☆（数字は紹介社数）

- ⑨ 櫻井 淳（株湘南セールスプロモーション）
- ⑥ 川上 彰久（株さんこうどう）、横山 貢（株なんどき）
- ⑤ 大川 信乃（株オーカワ）、今津 奈央（大同生命保険株湘南支社）
- ④ 小山 希佳（A I G損害保険株厚木支店）、原田 隆明（A I G損害保険株藤沢支店）
- ③ 加藤 覚（株カトー工業）、岩澤 裕（株浜田屋）、小川 務（大栄建設工業株）、立川 典子（大同生命保険株湘南支社）
- ② 田中 靖一（株富士中商会）、小柴 智彦（株ホームプラザサンヨー）、小河 静雄（有工匠）、杉本 剛昭（有湘南測量）、中川 信義（株グローブ企画）、張 幹枝（資キラク）、古谷歌代子（有イマジン）、入澤ひろみ（有泰明商事）、芦田 操（A I G損害保険株藤沢支店）
- ① 和田 幸男（有サンエイト）、田村 進（宗鷓沼伏見稻荷神社）、村上 進（大旭建業株）、西尾雄一郎（株西尾建設）、川口 重幸（株WIN）、川又 辰治（増子電気工事株）、仲手川 裕（有仲手川商店）、長谷川一夫（株長谷川土建）、山崎 正三（株サンコーハウジング）、河合 幸雄（有三河屋）、川口 力男（日欧事務機株）、沼上 登（幸友ホーム株）、木本巳樹彦（サンキホーム株）、山本 竺（グリーンダック株）、浅井 明美（湘南センコー株）、今津 幸子（株ジャパンヨガアカデミー）、内山 明夫（有英國館）、安部 英夫（安英建設株）、近藤 秀世（株Vita Sana）、古宮 竹澄（有古宮工務店）、加藤 芳郎（株藤吉）、富田 桂司（茅ヶ崎石材工業株）、水嶋 聡（有水嶋企画）、吉田 恵子（有湘南ひまわり）、橋本 楠菜（大同生命保険株湘南支社）、福長 淳（大同生命保険株湘南支社）、中井 文子（大同生命保険株平塚営業所）、能勢 薫（大同生命保険株平塚営業所）、鈴木 良二（A I G損害保険株横浜支店）、中村 隆寛（A I G損害保険株横浜支店）、吉住 弦人（A I G損害保険株横浜支店）、池上 法明（A I G損害保険株東京キャリアエージェント営業部）、後藤 光利（エシックスAG）（A I G代理店）、鮫島 早貴（株TRITRUST）（A I G代理店）、諏訪 幸一（有グリーントラスト）（A I G代理店）、坪根 敬子（株BUDDY）（A I G代理店）、鳥山 優志（エンジョイント）（A I G代理店）、福田眞之助（株ほけん家本舗）（A I G代理店）、茂木 章志（株ピープルインシュアランスサービス株）（A I G代理店）、山本 晋矢（FINE）（A I G代理店）、内田 朋彦（アフラック代理店）

団体感謝状

大同生命保険株式会社湘南支社、A I G損害保険株式会社藤沢支店、アフラック生命保険株式会社湘南支社

全法連・県法連功労者表彰者名（敬称略）

全法連功労者表彰受彰者

相原 厚志（相和設備工業株）、安藤 忠男（安藤植木株）

県法連功労者表彰受彰者

河合 幸雄（有三河屋）、櫻井 淳（株湘南セールスプロモーション）、椎谷 敏行（株椎谷建設）、村上 進（大旭建業株）

令和元年度 **正味財産増減計算書**

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで (単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I. 一般正味財産増減の部				
i. 経常増減の部				
(i) 経常収益				
1. 特定資産運用益	7,319,620	7,949,338	△ 629,718	
(1) 特定資産受取利息	30,000	30,712	△ 712	利息
(2) 特定資産受取賃借料	7,289,620	7,918,626	△ 629,006	会館テナント家賃等
2. 受取会費	37,750,000	38,108,700	△ 358,700	
(1) 正会員受取会費	36,750,000	37,008,700	△ 258,700	年会費
(2) 賛助会員受取会費	1,000,000	1,100,000	△ 100,000	年会費
3. 事業収益	836,500	824,500	12,000	
(1) 研修会事業収益	496,500	446,500	50,000	研修会等負担金
(2) 募金収益	160,000	258,000	△ 98,000	チャリティゴルフ大会収益
(3) 広告事業収益	180,000	120,000	60,000	機関誌の広告料
4. 受取補助金	20,062,100	20,805,447	△ 743,347	
(1) 都道府県補助金	1,830,300	2,217,647	△ 387,347	
(2) 全法連助成金振替額	18,111,800	18,111,800	0	全法連による助成金
(3) 全法連補助金	120,000	476,000	△ 356,000	
5. 雑収益	1,268,572	1,434,535	△ 165,963	
(1) 受取利息	300	281	19	利息
(2) 雑収益	1,268,272	1,434,254	△ 165,982	
経常収益計	67,236,792	69,122,520	△ 1,885,728	
(ii) 経常費用				
給料手当	19,600,000	19,745,453	△ 145,453	職員給与と手当等
退職給付費用	472,500	472,500	0	職員退職金積立
福利厚生費	3,128,656	3,370,243	△ 241,587	社会保険料等
旅費交通費	2,870,500	2,708,744	161,756	通勤交通費、出張旅費等
通信運搬費	5,774,455	5,498,703	275,752	切手、葉書、送料等
減価償却費	1,882,583	1,882,583	0	
消耗什器備品費	1,537,084	2,325,193	△ 788,109	
消耗品費	2,431,670	2,383,188	48,482	事務用品等
修繕費	408,000	474,300	△ 66,300	
印刷製本費	6,906,264	6,919,621	△ 13,357	機関誌印刷費等
光熱水料費	710,000	731,977	△ 21,977	電気、水道代
賃借料	102,940	149,962	△ 47,022	
事務所管理費	1,538,052	1,513,561	24,491	
会場費	247,600	267,190	△ 19,590	会場費等
保険料	663,750	732,396	△ 68,646	
諸謝金	3,549,000	2,853,276	695,724	セミナー等講師料
租税公課	1,500,700	1,224,150	276,550	
会議費	7,447,900	7,164,268	283,632	会議飲食代等
委託費	4,225,316	4,129,886	95,430	
支払負担金	1,700,520	1,505,350	195,170	
支払寄付金	345,000	314,000	31,000	
渉外慶弔費	300,000	246,000	54,000	
表彰費	949,260	1,145,518	△ 196,258	
支払手数料	574,400	859,285	△ 284,885	顧問料、各種振込手数料他
雑費	30,000	8,860	21,140	
経常費用計	68,896,150	68,626,207	269,943	
当期経常増減額	△ 1,659,358	496,313		
ii. 経常外増減の部				
(i) 経常外収益				
経常外収益計				
	0	0		
(ii) 経常外費用				
法人税及び住民税	70,000	70,000	0	
経常外費用計	70,000	70,000	0	
当期経常外増減額	△ 70,000	△ 70,000	0	
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	△ 1,729,358	426,313	△ 2,155,671	
一般正味財産期首残高	211,125,838	211,125,838		
一般正味財産期末残高	209,396,480	211,552,151		
II 正味財産期末残高	209,396,480	211,552,151	△ 2,155,671	

令和2年度

正味財産増減予算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	令和2年度予算	令和元年度予算	増 減	備 考
I. 一般正味財産増減の部				
i. 経常増減の部				
(i) 経常収益				
1. 特定資産運用益	8,874,050	7,319,620	1,554,430	
(1) 特定資産受取利息	30,000	30,000	0	利息
(2) 特定資産受取賃借料	8,844,050	7,289,620	1,554,430	会館テナント家賃等
2. 受取会費	37,450,000	37,750,000	△ 300,000	
(1) 正会員受取会費	36,300,000	36,750,000	△ 450,000	年会費
(2) 賛助会員受取会費	1,150,000	1,000,000	150,000	年会費
3. 事業収益	766,500	836,500	△ 70,000	
(1) 研修会事業収益	486,500	496,500	△ 10,000	研修会等負担金
(2) 募金収益	160,000	160,000	0	チャリティーゴルフ大会収益
(3) 広報事業収益	120,000	180,000	△ 60,000	
4. 受取補助金	20,601,270	20,062,100	539,170	
(1) 都道府県補助金	2,191,670	1,830,300	361,370	
(2) 全法連助成金振替額	17,969,600	18,111,800	△ 142,200	全法連による助成金
(3) 全法連補助金	440,000	120,000	320,000	
5. 雑収益	1,325,040	1,268,572	56,468	
(1) 受取利息	300	300	0	利息
(2) 雑収益	1,324,740	1,268,272	56,468	
経常収益計	69,016,860	67,236,792	1,780,068	
(ii) 経常費用				
給料手当	19,900,000	19,600,000	300,000	職員給与と手当等
退職給付費用	616,500	472,500	144,000	職員退職金積立
福利厚生費	3,163,656	3,128,656	35,000	社会保険料等
旅費交通費	3,234,020	2,870,500	363,520	通勤交通費、出張旅費等
通信運搬費	5,508,577	5,774,455	△ 265,878	切手、葉書、運送料等
減価償却費	1,835,568	1,882,583	△ 47,015	
消耗什器備品費	1,945,493	1,537,084	408,409	
消耗品費	2,372,548	2,431,670	△ 59,122	事務用品等
修繕費	300,000	408,000	△ 108,000	
印刷製本費	6,827,533	6,906,264	△ 78,731	機関誌印刷費等
光熱水料費	770,000	710,000	60,000	電気、水道代
賃借料	126,440	102,940	23,500	
事務所管理費	1,539,576	1,538,052	1,524	
会場費	286,100	247,600	38,500	会場費等
保険料	228,000	663,750	△ 435,750	
諸謝金	3,290,000	3,549,000	△ 259,000	セミナー等講師料
租税公課	1,547,200	1,500,700	46,500	
会議費	7,306,200	7,447,900	△ 141,700	会議飲食代等
委託費	4,035,820	4,225,316	△ 189,496	
支払負担金	1,647,400	1,700,520	△ 53,120	
支払寄付金	345,000	345,000	0	
渉外慶弔費	300,000	300,000	0	
表彰費	938,980	949,260	△ 10,280	
支払手数料	861,400	574,400	287,000	顧問料、各種振込手数料他
雑費	15,000	30,000	△ 15,000	
経常費用計	68,941,011	68,896,150	44,861	
当期経常増減額	75,849	△ 1,659,358	1,735,207	
ii. 経常外増減の部				
(i) 経常外収益				
経常外収益計				
	0	0		
(ii) 経常外費用				
法人税及び住民税	70,000	70,000	0	
経常外費用計	70,000	70,000	0	
当期経常外増減額	△ 70,000	△ 70,000	0	
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	5,849	△ 1,729,358	1,735,207	
一般正味財産期首残高	211,552,151	211,125,838		
一般正味財産期末残高	211,558,000	209,396,480		
II 正味財産期末残高	211,558,000	209,396,480	2,161,520	

※令和2年度は重要な資金調達（借入れ）及び設備投資の予定はありません。

新型コロナウイルス感染症拡大状況下における国税の取り扱い

まずはじめに、この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された方と、ご家族関係者の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。また、医療機関や行政機関の方々など、感染拡大防止に日々ご尽力なされている皆様に深く感謝申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症拡大により、外出の自粛、事業収入の大幅な減少、業績悪化に伴う資金繰りの悪化など、事業に携わる方々はもちろんのこと、全ての皆様方が特別な状況下に置かれております。

このような状況下に対する、特別な税務上の取り扱いについて国税庁から発表されておりますので、関心の高いような項目についていくつか紹介させていただきます。

I. 申告・納付等の期限の延長関係

i) 法人税の期限の個別延長

法人についても、個人の取り扱いと同様に、申告書の提出の際に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を申告書の余白に付記していただくか、e-Taxをご利用の方は「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」の「電子申告及び申請届出名」欄にその旨を入力していただくなど簡易な手続で申請を行うことができます。

なお、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。

ii) 相続税の期限の個別延長

相続税についても、同様の方法で個別に申請していただくことにより期限の個別延長が認められますが、個別の申請により申告期限等が延長されるのは、申請を行った方のみとなり、申請を行っていない他の相続人等の申告期限等は延長されませんのでご注意ください。

iii) 申告所得税に関して延長の対象となる手続き

申告所得税について、期限の個別延長の対象となる主な申告・納付等の手続は次のとおりです。基本的には、届出・申請についてもほぼ延長対象となっておりますが、“出国”に関する準確定申告については対象外となっております。

期限の個別延長の対象となる手続

- ・ 所得税及び復興特別所得税の更正の請求
- ・ 所得税の青色申告承認申請
- ・ 青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）
- ・ 所得税の青色申告の取りやめ届出
- ・ 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求
- ・ 所得税の減価償却資産の償却方法の届出
- ・ 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請
- ・ 所得税の有価証券・仮想通貨の評価方法の届出
- ・ 所得税の有価証券・仮想通貨の評価方法の変更承認申請
- ・ 個人事業の開廃業等届出
- ・ 国外財産調書の提出
- ・ 財産債務調書の提出
- ・ 「死亡」による準確定申告

期限の個別延長の対象とならない手続き

- ・ 出国による準確定申告

II. 納付の猶予制度

i) 今回の特例猶予制度について

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、多くの事業者等の収入が減少しているという状況を踏まえ、以下の条件を満たす場合には、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税について、「財産の損失」が生じていない場合でも無担保かつ延滞税なしで1年間納税の猶予を受けられる制度が創設されました（特例猶予）。

- ① 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、概ね20%以上減少していること
- ② 一時に納税することが困難であること

ii) 納付の納税猶予制度の手続き等

猶予の申請書のほか、「本年と昨年の収支状況が記載された元帳や売上帳などの帳簿」、「手元資金の有り高が分

かる現金出納帳や預金通帳」などを準備していただく必要があります。

Ⅲ. 税務上の取り扱い関係

i) 業績の悪化が見込まれるために行う役員給与の減額

役員給与の減額改定について、現状では、売上などの数値的指標が著しく悪化していないとしても、新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、著しい売上の減少・業績の悪化も見受けられ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が防止されない限り回復する見通しも立たない場合は、役員給与の減額等といった経営改善策を講じなければ、客観的な状況から判断して、急激に財務状況が悪化する可能性が高く、今後の経営状況が著しく悪化することが不可避と考えられ、これによる役員給与の減額改定は、業績悪化改定事由による改定に該当します。

ii) 今般の新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して創設等された助成金等の課税関係

非課税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別定額給付金 ・ 子育て世帯への臨時特別給付金 ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 ・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成
課税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校休業等対応助成金 ・ 小学校休業等対応支援金 ・ 雇用調整助成金 ・ 持続化給付金 ・ 東京都の感染拡大防止協力金

iii) 従業員への見舞金

新型コロナウイルス感染症に関連して従業員等が事業者から支給を受ける見舞金が、次の3つの条件を満たす場合には、所得税法上、非課税所得に該当します

- ① その見舞金が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるものであること
- ② その見舞金の支給額が社会通念上相当であること
- ③ その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと

(※) 緊急事態宣言が解除されてから相当期間を経過して支給の決定がされたものについては、そもそも「見舞金」とはいえない場合がありますので、ご注意ください。

Ⅳ. 税制上の措置

i) テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業者などが、テレワーク等のための設備（遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能とする設備）を取得した場合に、中小企業経営強化税制の適用（即時償却又は設備投資額の10%もしくは7%の税額控除）をすることができる制度が受けられることができることとされました。

ii) 消費税の課税選択変更に係る特例

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者の方で一定の条件を満たす方は、確定申告期限までに納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことができることとされました。

特例の対象となる事業者は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上）している事業者です。

(※) 課税事業者の選択をやめる場合であっても、納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

国税庁のホームページにおいて、より詳細な新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する当面の税務上の取り扱いについては、FAQが掲載されておりますので是非そちらもご参照くださいませ。

事業関係者の皆様におかれましては、このような税務上の措置だけではなく、資金繰りや資金調達、給付金や協力金、雇用調整助成金など、対応が必要となる事柄が数多くあるかとは存じ上げますが、くれぐれもご自愛のほどお願い申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の収束と、経済がいち早く回復することを心よりお祈り申し上げます。

「知って得する？」社労士の独り言 第36回

6月から職場のハラスメント防止対策が強化されました
～パワーハラスメント防止措置が義務化 中小事業主は令和4年4月から～

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

1. 法制化された「職場のハラスメント防止対策」とは ～ハラスメント法制化の目的～

職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の様々なハラスメントは、働く人の能力を十分に発揮することを妨げ、個人の尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。企業でも、職場秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題となっています。

この為、平成31年の198回通常国会で「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、これにより「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（以下「労働施策総合推進法」という。）が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられました。

併せて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法でも、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、今まで職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど、防止対策の強化が図られました。

この改正法に基づき、令和2年1月に、下記ハラスメントの改正指針が策定されました。

なお、中小事業主のパワハラ防止措置は、令和4年4月1日からの義務となります（それまでは努力義務）。ただし、セクハラやマタハラ等の防止対策の強化については事業所の規模要件が無いため、中小事業主も令和2年6月1日から対応が必要です。

	パワーハラスメント	セクシュアルハラスメント	マタニティーハラスメント
法律	労働政策総合推進法	男女雇用機会均等法	男女雇用機会均等法 / 育児・介護休業法
罰則等	公表 虚偽報告等 20万円以下の過料	公表 虚偽報告等 20万円以下の過料	公表 虚偽報告等 20万円以下の過料
指針	事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針	事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針	* 事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針 * 子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針
施行日	令和2年6月1日 中小企業は令和4年4月	令和2年6月1日	令和2年6月1日

2. 事業主及び労働者の責務 ← 指針で事業主と労働者の責務が明確に規定されました。

事業主の責務
<ul style="list-style-type: none"> * 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないこと等これに起因する問題（以下「ハラスメント問題」という。）に対する労働者の関心と理解を深めること * その雇用する労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと * 事業主自身（法人の場合はその役員）がハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うこと ※取引先等の労働者や求職者も含む。
労働者の責務
<ul style="list-style-type: none"> * ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者（※）に対する言動に注意を払うこと * 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

3. 令和2年6月より企業が講じなければいけない4つ措置義務

1. ハラスメント対策の方針を明確化し、従業員に周知・啓発する
2. 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する
3. ハラスメント発生時の迅速かつ適切な対応（調査及び措置）を確認する
4. プライバシーの保護や不利益取扱いの禁止を周知・啓発する

各措置の具体的な取り組み例については、厚生労働省のパンフレット「職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました！～セクシュアルハラスメント対策や妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策とともに対策をお願いします～」(参考資料にURLを記載。)に解説や規定例及び、条文・指針が記載されています。指針に記されている「典型的な例」と併せて、ぜひ一度ご確認ください。

【参考資料】

* 職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました令和2年2月作成
(ハラスメント対策まとめのパンフ ページ数 66 頁)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000611025.pdf>

* 令和2年6月1日施行「女性活躍推進・ハラスメント防止対策」についての解説動画
<https://www.youtube.com/watch?v=C8Cx33IXkcc> (動画は 36 分)



「肝臓の話：解剖、働き、肝硬変」

●肝臓の解剖

肝臓は右側肋骨の内側で、横隔膜の下にあります。平均重量は成人女子で1,000g、成人男子で1,200gです。肝細胞が50～60万個集まって直径0.5～2mmの肝小葉を形成し、肝小葉が約50万個集まって肝臓を構成しています。すなわち、肝臓は約2,500億個の肝細胞から構成されています。

●肝臓の機能(働き)

肝臓の主な働きは、以下の3つです。①代謝(糖質・たんぱく質・脂質)：食べ物は胃腸で分解(消化)され、必要な栄養素が小腸で吸収された後に肝臓へ運ばれます。肝臓はその栄養素を自分の身体に役立つ成分に作り替える工場であり、また、貯蔵(グリコーゲンやビタミンなど)も行います。②解毒作用：アルコールの分解や、毒性のものを処理して無害化し(例：アンモニアを尿素に変える)、体外への排泄を行います。③胆汁生成：胆汁を作り(0.5～1ℓ/日)、食べ物(主に脂肪分)の消化吸収を助けます。

●肝硬変とは、肝細胞が破壊された後に線維化が生じて肝臓全体の硬度が増し、さらに線維化に伴う結節形成が起こり、表面が凹凸不整になった状態です。2014年の全国調査によると、肝硬変の原因は、C型

肝炎ウイルスが約53%、B型肝炎ウイルスが約12%、その他が約35%と報告されています。わが国での肝硬変患者数は、25～30万人と推測されており、肝硬変による死亡者数は年間8,000～9,000人と報告されています。肝細胞の数が減少していても肝臓の機能低下による症状がない時期を代償性肝硬変といい、症状(腹水、脳症、黄疸など)が出現した時期を非代償性肝硬変(肝不全)といいます。肝硬変患者の死因は約70%が肝がんで、20%が肝不全であり、食道・胃静脈瘤などの消化管出血は10%以下となっています。近年は、肝硬変による肝不全・消化管出血の頻度は以前に比べ大幅に減少しており、予後の改善には肝がんの治療(コントロール)が最も重要となっています。肝硬変の経過観察としては、①肝予備能評価目的で1～2カ月ごとの血液検査、②肝がん早期発見のために3～4カ月ごとの画像検査(腹部超音波検査、またはCT検査やMRI検査)、③食道・胃静脈瘤のチェックのために1年毎(場合により6ヶ月毎)の上部消化管内視鏡検査を行っていくことが重要です。

●肝硬変状態における血小板数と肝がん発生率の関係

血小板とは、出血時に血液を凝固させて出血を止める働きをする血球で、正常値は15万～40万/mlです。一般に、肝硬変(肝臓の線維化)が進行するにつれて血液中の血小板数は減少し、肝がんの発生率が高くなることがわかっています。10年間の肝がん推定発生率は、血小板18万/ml以上の場合5%、15～18万/mlの場合15%、13～15万/mlの場合30%、10～13万/mlの場合50%、10万/ml以下の場合70～80%と報告されています。

新入会員のご紹介

■令和2年4月入会

支部	区分	法人名/屋号	代表者名	所在地	業種
茅ヶ崎北西	4 正	有湯山自動車	湯山 文夫	茅ヶ崎市 茅ヶ崎	交通運輸業

■令和2年5月入会

支部	区分	法人名/屋号	代表者名	所在地	業種
茅ヶ崎南	4 賛	奥本司法書士事務所	奥本健太郎	茅ヶ崎市 共恵	司法書士業

※お問い合わせは事務局まで

※区分の正は正会員、賛は賛助会員になります。

※賛助会員としてご入会いただいた個人の方はお名前だけの表示とさせていただきます。(敬称略)

地域の会員企業紹介

サンキホーム 株式会社

- 業種** 建設・不動産業
- 事業内容** ◎新築（注文住宅、店舗付き住宅等）
◎リフォーム
◎エクステリア（外構）
◎不動産
◎診断業務
◎販売・その他
- 代表者** 木本 己樹彦
- 住所** 藤沢市辻堂元町 4-15-17
- 電話** 0466 (33) 3336
- FAX** 0466 (34) 5752
- URL** <https://www.sankihome.co.jp/>
- メール** ※ HP の「お問い合わせ」からどうぞ



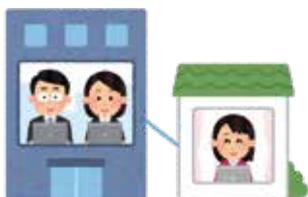
株式会社 新江ノ島水族館

- 業種** 水族館
- 事業内容** 江の島と富士山をバックに繰り広げられるイルカショーなど見どころ満載の水族館。地元・相模湾を再現した迫力の大水槽や、クラゲの癒し空間、人気動物「コツメカワウソ」や「カピバラ」たちを間近で観察できます。
- 代表者** 堀 一久
- 住所** 藤沢市片瀬海岸 2-19-1
- 電話** 0466 (29) 9960
- FAX** 0466 (29) 9965
- URL** <https://www.enosui.com/>



フェリーズ・コンサル 株式会社

- 業種** コンサルティング
- 事業内容** コロナを機にテレワークの普及が大幅に進み、今後は日々の仕事にテレワークが定着していくでしょう。ただ、テレワークを行うためにはツールの導入だけでなく、紙で行っている業務の見直しも必要です。業務改善からツール導入まで、テレワーク導入をトータルでご相談いただけますので、是非ともご連絡下さい。
- 代表者** 小杉 康寛
- 住所** 藤沢市村岡東 3-11-10
- 電話** 090 (3508) 7023
- URL** <https://feliz-consul.com/>
- メール** kosugi@feliz-consul.com



会報広告掲載 チラシ広告封入サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回(奇数月)に発行しています。会報誌面広告の他に、会報誌発送の際のチラシ広告封入サービスを始めました！企業PRや各種イベント・セミナー案内、販売促進にご活用下さい。

●会報広告掲載は、

- カラー全面（裏表紙） → **30,000円**
- カラー全面（中頁） → **20,000円**
- カラー半面（中頁） → **10,000円**
- カラー1/3面（中頁） → **5,000円**
- カラー1/4面（中頁） → **3,000円**

金額はすべて税込。完全版下原稿でお申込み願います。

地域の会員企業紹介ページは無料です。

●チラシ広告封入は、A4サイズ1枚10円(税込)

- ※封入枚数分事前にご用意下さい。
- ※配達エリアを藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町に分けることも出来ます。(指定がない場合は全域(約3500件)となります。)

会報誌面広告とチラシ広告封入の申込や、チラシ納品から封入までのスケジュールについてのお問い合わせは、事務局 木村まで。

電話 0466 (22) 6444

おじゃましました♪ 会員訪問

vol.032 湘南の出版社「湘南社」さん



文豪が愛した湘南の出版社から全国へ

2008年、江ノ島がすぐ近くの片瀬海岸に出版社を設立し、今年12周年を迎えた「湘南社」。「もともと編集作業が好きで、前職の会社勤めのときに、学生時代の仲間と『えのしま』という地域誌を出していたほど」と話すのは代表の田中康俊さん。

出版ジャンルは幅広く、これまでに自叙伝や俳句集・写真集・画集。絵本、辞典、小説・随筆。趣味・ビジネス関連など、多岐にわたる書籍を世に送り出してきました。若い頃の戦争体験を子や孫に伝えたい。壮絶な親の介護体験を残したい。江ノ島の花や植物を紹介したいなどさまざまなお客様の声に対応。

「自費出版という、自分史のようなイメージを抱

いている方が多いのですが、そうではありません。自己(個人)出版と呼んだほうがわかりやすいかもしれませんが、商業出版とは異なり、自身が伝えたいことを販売を気にすることなく、納得のいく形で本にすることができるのが強みです」と田中代表。

編集作業、文章の校正はもちろん、写真、イラスト、装丁についてお客様と何度も打ち合わせを重ねながら丁寧に仕上げ、全国の書店や図書館、アマゾン他ネット書店の流通ルートで全国に配本されます。

「起業された方や個人事業主の方にとって、出版はブランドカアアップにつながり、広告宣伝のツールにもなります。ぜひともお仕事にお役立てください！」

【増補改訂版】
吾輩は路線バス運転士である
坂井昭彦

路線バス運転士だって人間だもの本を書いたっていいじゃないか！
前作の反響が大きかったため、今回「増補改訂版」として、出版しました。

▲乗り物好きが高じて40代で路線バス運転士になった著者の体験談。

【起業3年目で失敗しないために読む本】
起業3年目で失敗しないために読む本
花野井 隆

起業3年目の生かす率53%

▲経営者はいかにして会社を守り抜くか。土業4名による経営手引書。

誰でも一生に一冊は本が書けます。お気軽にご相談ください！

【出版のすすめ】
出版のすすめ
藤沢 誠

自分の本を出したい方へ。本気で出版を考え、ほんとうに納得できる出版をしたいと考える方へ。

▲本気で出版を考え、ほんとうに納得できる出版をしたいと考える方への指南書。

【新堀式健康長寿シリーズ3 健康長寿の維持】
健康長寿の維持
新堀真己

おしゅわは高齢者の健康維持の必書。2008年から2010年、オリンポスP2500の健康維持のノウハウを伝えている。新堀学園オーナーが語る幸福に満ちた美健康維持術。

▲新堀学園オーナーが語る幸福に満ちた美健康維持術。シリーズ第3弾。

【オリンポスの陰翳―江ノ島東浦物語―】
オリンポスの陰翳
藤沢 誠

藤沢から藤沢員、前編へ。そして……。1986年から2010年、オリンポスP2500の健康維持のノウハウを伝えている。新堀学園オーナーが語る幸福に満ちた美健康維持術。

▲今年6月1日発行の最新刊。江ノ島と東京オリンピックが舞台の小説。

株式会社 湘南社

住所：〒251-0035 藤沢市片瀬海岸 3-24-10-108

TEL：0466-26-0068

FAX：0466-47-7168

HP: <https://shonansya.com/>

湘南経理代行株式会社

経理代行

経理をアウトソーシングして、コストカット&本業に集中

経理に関してこんなお悩みありませんか？



- ✓ 経理担当の**社員が退職**して、誰にお願いすればよいか困っている
- ✓ 経理事務・経理部門のコスト削減を行い、**合理化**を図りたい
- ✓ 今は社員に経理を任せているが、本当は**社員以外**に経理をお願いしたい
- ✓ 経理や会計、帳簿の付け方が全く分からないので、**プロに任せたい**

経理代行の
メリット

↑
生産性向上
クラウド化
システム活用
マニュアル化

↓
コスト削減
人件費削減
採用費削減
教育費削減

🌀
本業へ集中
営業へ集中
実務へ集中
事務作業の削減

👤
属人化防止
業務の見える化
マニュアル化
退職リスク回避

⚙️
不正防止
不正防止
悪用防止
情報漏洩防止

充実の
サービス
内容

📑 記帳

📊 給与計算

🏦 銀行振込

📄 請求書発行

書籍をご希望の方はご連絡下さい。プレゼントいたします。 担当：薄井

TEL 0466-21-8601

FAX 0466-25-6968

『社長さん！ 経理はプロに任せなさい！』

主な内容

- ▶ 会社が倒産するたったひとつの理由
- ▶ その経理でほんとうに大丈夫ですか？
- ▶ 経理を「見える化」してスリムにする
- ▶ 経理を「標準化」して生産性を上げる
- ▶ 経理を「アウトソーシング」して会社を成長させる

湘南経理代行株式会社

〒251-0025 神奈川県藤沢市鵜沼石上1-1-15 藤沢リラビル

TEL : 0466-21-8601 FAX : 0466-25-6968

<http://経理代行.jp/shonan/>

